

水産科学館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第28号

水産科学館条例の一部を改正する条例

水産科学館条例（昭和61年岩手県条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
普通利用料金の上限額			特別利用料金の上限額	普通利用料金の上限額			特別利用料金の上限額
区 分	個 人	20人以上の団体	特別な資料を展示した場合において、その資料を観覧しようとする者 <u>1,050円</u>	区 分	個 人	20人以上の団体	特別な資料を展示した場合において、その資料を観覧しようとする者 <u>1,080円</u>
学生	<u>220円</u>	1人につき <u>120円</u>		学生	<u>230円</u>	1人につき <u>130円</u>	
一般	<u>420円</u>	1人につき <u>220円</u>		一般	<u>440円</u>	1人につき <u>230円</u>	
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。